

## 1 免除期間が年度を跨がない場合の適用方法

当該年度の国民健康保険税額から、出産被保険者に係る以下の税額を免除いたします。

- ・単胎妊娠の場合：出産（予定）月の前月から、出産（予定）月の翌々月までの4か月
- ・多胎妊娠の場合：出産（予定）月の3か月前から、出産（予定）月の翌々月までの6か月

### 【例 1】令和7年8月に出産した方の免除適用（単胎妊娠の場合）

令和7年度												
令和7年										令和8年		
4月	5月	6月	7月	8月 出産月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
				●	●	●	●					

※ ●がついている月：産前産後期間。赤枠で囲まれている月：免除期間。

### 【例 2】令和7年8月に出産した方の免除適用（多胎妊娠の場合）

令和7年度												
令和7年										令和8年		
4月	5月	6月	7月	8月 出産月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
●	●	●	●	●	●	●						

※ ●がついている月：産前産後期間。赤枠で囲まれている月：免除期間。

## 2 免除期間が年度を跨ぐ場合の適用方法

国民健康保険税は、年度単位で税額が計算され、皆さまにお納めいただいております。

以下の例のように当制度の免除期間が年度を跨いでいる場合には、各年度に属する免除月数分をそれぞれの国民健康保険税から免除いたします。

### 【例 1】令和 8 年 2 月に出産した方の免除適用（単胎妊娠の場合）

- ▶ 令和 7 年度国民健康保険税より 3 か月分免除します（赤枠部）。
- ▶ 令和 8 年度国民健康保険税より 1 か月分免除します（青枠部）。

令和 7 年度						令和 8 年度					
令和 7 年						令和 8 年					
7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月 出産月	3 月	4 月	5 月	6 月
						●	●	●	●		

※ ●がついている月：産前産後期間。赤枠・青枠で囲まれている月：免除期間。

### 【例 2】令和 8 年 2 月に出産した方の免除適用（多胎妊娠の場合）

- ▶ 令和 7 年度国民健康保険税より 5 か月分免除します（赤枠部）。
- ▶ 令和 8 年度国民健康保険税より 1 か月分免除します（青枠部）。

令和 7 年度						令和 8 年度					
令和 7 年						令和 8 年					
7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月 出産月	3 月	4 月	5 月	6 月
				●	●	●	●	●	●		

※ ●がついている月：産前産後期間。赤枠・青枠で囲まれている月：免除期間。

### 3 令和5年度国民健康保険税に係る免除適用方法

当制度が令和6年1月より施行されていることから、令和5年度国民健康保険税においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の月分のみが免除対象となります。

#### 【例1】令和6年1月に出産した方の免除適用（単胎妊娠の場合）

►令和6年1月から3月までの3か月が免除期間となります（赤枠部）。

令和5年度						令和6年度					
令和5年						令和6年					
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月 出産月	2月	3月	4月	5月	6月
					●	●	●	●			

※ ●がついている月：産前産後期間。赤枠で囲まれている月：免除期間。

#### 【例2】令和6年1月に出産した方の免除適用（多胎妊娠の場合）

►令和6年1月から3月までの3か月が免除期間となります（赤枠部）。

令和5年度						令和6年度					
令和5年						令和6年					
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月 出産月	2月	3月	4月	5月	6月
			●	●	●	●	●	●			

※ ●がついている月：産前産後期間。赤枠で囲まれている月：免除期間。